

締約国に関する情報 GR	ギリシャ 一般情報	附属書 B1 GR
国内官庁の名称	Industrial Property Organization (OBI) (Greece) (産業財産機関 (OBI)(ギリシャ))	
所在地	5 Gianni Stavroulaki St., Paradissos Amaroussiou, 15125 Athens, Greece	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(30-210) 618 36 67, 618 35 08	
電子メール	info@obi.gr	
インターネット	http://www.obi.gr	
ファクシミリ装置	(30-210) 681 92 31	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	ファクシミリ装置による提出を受理する	
送付することができる書類の種類	すべての書類	
書類の原本提出義務	義務づけられている	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	用意なし	
ギリシャの国民及び居住者のための管轄受理官庁	産業財産機関 (OBI)(ギリシャ), 欧州特許庁 (EPO) 又はWIPO国際事務局	
国内法令 ² は外国官庁への国際出願を制限するか？	次の場合, 出願は制限される: 国民による出願 ³	
ギリシャが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 ⁴	欧州特許庁 (EPO)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	欧州特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である: <https://www.wipo.int/en/web/das>

2 法律No. 1883/1990によって批准した特許協力条約の規定を施行する大統領令No. 16/1991第3条第2項, 並びに国防関係の発明に関する法律No. 4325/1963第1条及び第2条。

3 ギリシャにおいて行った先の出願に基づき優先権を主張する場合を除く。

4 対応する国内段階を参照されたい。

G R	ギリシャ (続き)	G R
国内官庁が認める手数料の支払方法	<p>国内官庁は受理官庁として行動する。</p> <p>支払方法：</p> <p>(a) クレジットカード又はデビットカード</p> <p>(b) Alpha Bank又はNational Bank of GreeceのO B I口座への入金</p> <p>(c) Alpha Bank又はNational Bank of GreeceのO B I口座への(オンライン又はテレホンバンキングによる)送金</p> <p>銀行情報：</p> <p>受取人名：OBI Organismos Biomichanikis Idioktisis</p> <p>(1) Alpha Bank (Amaroussio Branch No. 146) 64 Kifissias Avenue, 151 25 Athens 口座番号：1460 0200 2008 632 IBAN：GR92 0140 1460 1460 0200 2008 632 BIC：CRBAGRAA</p> <p>(2) National Bank of Greece (Amaroussio Branch No. 669) 6-8 Kifissias Avenue, 151 25 Athens 口座番号：66947900149 IBAN：GR05 0110 6690 0000 6694 7900 149 BIC：ETHNGRAA</p> <p>詳細情報は次を参照されたい。 https://www.obi.gr/en/fees/ways-of-payment/</p>	
国際型調査に関するギリシャの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	<p>欧州特許を目的とする指定の場合：</p> <p>国際公開後、又は国際公開が欧州特許庁の公用語でない言語で行われ、EPOがその公用語の1つにより提供された翻訳文により国際出願を公開した後は、出願人は、請求の範囲のギリシャ語の翻訳文がOBIに提出されたことが掲載されたギリシャ工業所有権公報をもって、その告示日から損害賠償を受け並びに当該特許を侵害する物品及び当該物品を生産するのに使用された物の目録作成及び差押えをすることができる。</p>	
ギリシャが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	なし	
欧州特許については、附属書B2の欧州特許機構 (EP) を参照		